

地域コミュニティ支援のための県営住宅の使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、地域の子どもやその親などに対し、無料又は安価な食事や団らんと交流の場を提供する事業（以下、「子ども食堂等」という。）に対し、県営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、国土交通省関東地方整備局長から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく承認を受けた県営住宅に限り、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、期間を限定して県営住宅及びその共同施設を目的外使用させるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(対象団地)

第2条 県営住宅の目的外使用に当たっては、一般の公募への影響が生じない必要があること、県営住宅等は入居者の居住、生活の場であり、その本来の機能が十分に保持される必要があることから、目的外使用許可の対象となる団地は、次の各号を満たさなければならない。ただし、第2号について、自治会が組織されていない場合は、代わりに当該団地又は住棟への住民説明会を設け、そこで合意を得ることで第2号の要件を満たしたこととする。

- (1) 直近3年間の公募倍率の平均が1.0倍を下回ること。ただし、共同施設についてはこの限りではない。
- (2) 子ども食堂等の実施に関し、当該団地の自治会から了承を得ていること。

(対象住戸等)

第3条 目的外使用許可の対象となる住戸（以下「使用許可住戸」という。）は、前条の団地の中で、入居の承認がなされていない住戸から選定する。また、目的外使用許可の対象となる共同施設（以下「使用許可施設」という。）は、前条第2号の了承を得た施設であること。

(使用申請団体の資格)

第4条 目的外使用許可を受けようとする団体（以下「使用申請団体」という。）は、次の要件を具备する者でなければならない。ただし、第1号について、自治会が組織されていない場合は、代わりに当該団地又は住棟への住民説明会を設け、そこで合意を得ることで第1号の要件を備えたこととする。

- (1) 子ども食堂等の実施に関し、使用許可住戸等の属する団地又は住棟の自治会から合意書（様式5）により、了承を得ていること。

(2) 使用申請団体が次の各号に該当しないこと。

- ア 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
- イ 嘗利行為を目的とした団体
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）の構成員を含む団体又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体
- エ その他活動内容が公序良俗に反する団体

(対象者)

第5条 使用申請団体が実施する子ども食堂等の対象者は、使用許可住戸等の属する団地の小中学校区及び隣接する小中学校区内の子どもやその保護者等のほか、使用許可住戸等の属する団地の入居者とすることができる。

(使用料)

第6条 使用申請団体が実施する事業の社会的意義を鑑み、本来は居住の場である県営住宅について目的外での使用を許可するものであるため、使用許可住戸及び使用許可施設の使用料は、免除する。

(共益費の負担)

第7条 使用許可を受けた団体（以下「使用許可団体」という。）は、使用許可住戸等の属する団地又は住棟の規定に基づき、必要な共益費を負担しなければならない。

(目的外使用許可の申請)

第8条 使用申請団体は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- ア 県営住宅等目的外使用許可申請書（様式1）
- イ 県営住宅駐車場使用申込書（様式2）※駐車場を使用する場合のみ
- ウ 誓約書（様式3）
- エ 役員等名簿及び照会承諾書（様式4）※暴力団照会用
- オ 合意書（様式5）
- カ 事業計画書（様式6）
- キ 予算書
- ク 定款又は規約、会則等
- ケ その他知事が必要と認める書類

(使用の許可)

第9条 知事は、第8条の規定による申請内容について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、住戸等の使用を許可することが適當と認めるときは、県営住宅等目的外使用許可通知書（様式7）により、使用申請団体に通知する。

(使用許可期間)

第10条 使用許可期間は、原則として1年以内とする

- 2 使用許可団体が、使用期間の満了後、引き続き使用許可住戸等を使用しようとするときは、使用期間満了の30日前までに、知事に県営住宅等目的外使用期間延長申請書（様式8）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に定める期間延長申請書の提出があったときは、運営報告書（様式9）記載の事業実施状況や実施体制等を勘案のうえ、適當と認められる場合に、期間延長を許可することとし、県営住宅等目的外使用期間延長許可通知書（様式10）により、期間延長申請団体に通知することとする。
- 4 前項により延長する期間は、1年以内とする。

(使用許可の取消し)

第11条 知事は、使用許可団体が第1号から第6号のいずれかに該当するときや、第7号又は第8号に該当する事態が生じたときは、この使用許可を取り消すことがある。

- (1) 各種法令又は本要項に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 第5条に掲げる対象者の心身を傷つける行為があったとき。
- (5) 騒音、臭気、火災の発生等、近隣への深刻な迷惑行為があったとき。
- (6) 役員等（使用申請団体である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 本県において、使用許可住戸等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (8) 前7号に定めるほか、知事が必要と認めるとき。

(実績報告)

第12条 使用許可団体は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日又は使用許可期間満了の日から起算して10日のいずれか早い日までに、運営報告書（様式9）を知事に提出しなけ

ればならない。

2 知事は、必要に応じ、使用許可期間中に、使用許可団体に対し、現在までの運営状況の報告を求めることができる。

(事業実施時の遵守事項)

第13条 使用許可団体は、次の各号を遵守し、事業を実施しなければならない。

- (1) 事業実施にあたり、関連するすべての法令、基準等を遵守し、社会的な規範に従って、誠実かつ公正な事業の実施に努めること。
- (2) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全への配慮を怠らないこと。
- (3) 事業の規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。
- (4) 参加者が、使用許可住戸等の属する団地の住民と良好な関係を維持できるよう努めること。
- (5) 事業で提供する食事は、原則として使用許可団体又は参加者が直接調理した、栄養バランスを考慮したものとすること。
- (6) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、事業の目的等を勘案した、安価な価格設定とすること。
- (7) 参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要があるときは、関係機関に通告すること。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用許可団体は、使用許可住戸等の使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(住戸等の模様替え等の制限)

第15条 使用許可団体が、使用許可住戸等において行う模様替えについては、茨城県県営住宅条例第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「一般県営住宅」とあるのは「使用許可住戸等」と読み替えるものとする。

(免責)

第16条 本県は、使用許可住戸等の使用中に発生した事故、怪我、盗難、紛失、設備の不具合、天災地変、停電、火災、その他不可抗力による損害について、本県の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わない。

また、施設の利用により使用許可団体又は第三者に損害が生じた場合であっても、当該損害が本県の故意又は重大な過失によって生じたものでない限り、本県はこれに対して何らの責任

も負わないものとする。

(損害賠償)

第17条 使用許可団体は、使用許可住戸等が滅失し、又は損傷したときは、事故等報告書（様式11）を作成の上、直ちに知事に届け出なければならない。

2 使用許可団体は、その責めに帰すべき事由により使用許可住戸等が滅失し、又は損傷したときは、知事の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 使用許可団体が、その責めに帰すべき事由によりこの使用許可を取り消された場合は、これにより本県に生じた損害を賠償しなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 使用許可団体は、使用許可住戸等を使用期間の満了まで使用するときはその満了の日までに、又は使用許可が取り消されたときは知事が指定する日までに、自己の費用で使用許可住戸等を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(善管注意義務)

第19条 使用許可団体は、使用許可住戸等を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

(調査協力の義務)

第20条 知事は、隨時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用許可団体は、これに協力しなければならない。

(報告)

第21条 知事は、使用許可住戸等の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、使用許可団体に対し当該住戸等の使用状況等の報告を求めることができる。

(疑義への対応)

第22条 使用許可団体は、使用許可住戸等の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、知事の指示によらなければならない。

(その他)

第23条 本要項に定めのない事項については、住宅課で協議して定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年1月5日から施行する。

(様式 1)

県営住宅等目的外使用許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 使用申請団体名 印

代表者 氏名

所 在 地

電 話

担当者 氏 名

所属名

電 話

標記について、次のとおり県営住宅等の目的外使用の許可を受けたいので、別記の事項を承知のうえ、必要な書類を添えて申請します。

なお、使用の条件等については、貴職の指示に従います。

団 地 名	
使用希望住宅等	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">1 県営住宅駐車場使用申込書（様式 2）※駐車場を使用する場合のみ2 誓約書（様式 3）3 役員等名簿及び照会承諾書（様式 4）※暴力団照会用4 合意書（様式 5）5 事業計画書（様式 6）6 予算書7 定款又は規約、会則等8 その他（ ）

(裏面)

別 記

目的外使用許可申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、目的外使用許可を受けられなくとも異議のないことを誓約します。

また、使用開始許可後に、使用許可を受けた団体の役員が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅等を明け渡すことを誓約します。

(様式2)

県営住宅駐車場目的外使用許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 使用申請団体名 印

代表者氏名

所在地

電話

担当者 氏名

所属名

電話

標記について、次のとおり県営住宅駐車場使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、使用の条件等については、貴職の指示に従います。

団地名				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用台数	台 (うち利用者用 台)			
使用する自動車	車名	ナンバー		
添付書類	利用者用として使用する等駐車しようとする車両が特定できない場合は、その理由書			

(様式3)

誓 約 書

茨城県知事 殿

私が、このたび目的外使用を許可される県営住宅等につきましては、許可条件を遵守して使用し、また、定められた期限までに必ず返還いたします。

年 月 日

使用申請団体名 印

代表者氏名

(様式4)

役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

茨城県知事 殿

(届出者) 使用申請団体名

代 表 者 名

所 在 地

当使用申請団体は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当使用申請団体及びこの名簿に記載した者について、地域コミュニティ支援のための県営住宅の使用に関する要項に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、茨城県警察本部に照会することを承諾します。

記

役 職	(ふりがな) 氏 名	性 別	生 年 月 日

備考 1 この書面に記載された個人情報については、上記以外の目的には使用しません。

2 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

記 入 要 領

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
 - (1) 株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団使用申請団体又は財団使用申請団体については、理事（代表理事を含む。）
 - (5) (1) から (4) までに掲げる団体以外の使用申請団体については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人を置く場合は、支配人
 - イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者
- 2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

(様式5)

合意書

内容：使用許可住戸等の属する団地又は住棟の自治会等との子ども食堂等実施に係る合意

目的外使用を 希望する 住宅等	住宅名等					
	所在地					
	駐車場					
運営団体	団体名					
	所在地					
目的外使用を 希望する期間	年	月	日から	年	月	日まで

【基本事項】

(使用許可期間)

使用許可期間は、原則として1年以内とする。

運営団体が、使用期間の満了後、引き続き使用許可住戸等を使用しようとするときは、使用期間満了の30日前までに、知事に県営住宅等目的外使用期間延長申請書を提出しなければならない。

(使用)

運営団体は、参加する子ども等の安心・安全に配慮した運営を行うとともに、集会所管理自治会のルールに従う。

(事業実施時の遵守事項)

- (1) 事業実施にあたり、関連するすべての法令、基準等を遵守し、社会的な規範に従って、誠実かつ公正な事業の実施に努めること。
- (2) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全への配慮を怠らないこと。
- (3) 事業の規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。
- (4) 参加者が、使用許可住戸等の属する団地の住民と良好な関係を維持できるよう努めること。
- (5) 事業で提供する食事は、原則として運営団体又は参加者が直接調理した、栄養バランスを考慮したものとすること。
- (6) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、事業の目的等を勘案した、安価な価格設定とすること。
- (7) 参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要があるときは、関係機関に通告すること。

(費用負担)

運営団体は、自治会等の規定に基づき、子ども食堂等の実施に伴う電気料、ガス料及び水道料等の費用を負担とすることとする。なお、運営団体が負担する光熱水費の額については、運営団体と自治会等が別に協議して定める。

(守秘義務)

運営団体は、利用者の個人情報を知りえた場合その秘密を保持し、知りえた情報が外部に漏洩することのないよう、その取扱いに十分注意し適切に管理するものとする。

(運営上の事故等の対応)

運営にあたり生じた事件・事故・苦情等（以下「運営上の事故等」という。）については、運営団体が誠意をもって対応する。

- 2 運営団体は、運営上の事故等が生じた場合は、事故等報告書を作成し、速やかに知事及び自治会等へ報告しなければならない。なお、緊急を要する場合は、緊急連絡先に連絡すること。
- 3 運営上の事故等に関して生じた損害賠償責任は、運営団体がその相手方に賠償する。

(原状回復)

運営団体は、使用許可住戸等を使用期間の満了まで使用するときはその満了の日までに、又は使用許可が取り消されたときは知事が指定する日までに、自己の費用で使用許可住戸等を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

上記の各項目について了知の上、適切に県営住宅等を使用し、子ども食堂等を運営します。

年　　月　　日

運営団体　住　　所

団体名

代表者名

印

(上記について了諾しました。)

年　　月　　日

自治会　所在地

自治会名

会長名

印

※自治会がない場合は、当該団地又は住棟の代表者名

(様式6)

事業運営計画書

年 月 日

使用申請団体名 :

事項	内 容
実施場所	
県営住宅 駐車場	<input type="checkbox"/> 使用予定 (　　台分) • <input type="checkbox"/> 使用しない
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・子ども食堂・その他 <p>()</p>
事業内容 (詳細)	
対象者の範囲 と人数上限	
開始予定期	年 月頃
開催頻度 (予定)	月 週 回 回 時～ 曜日 曜日 時 (時間程度)
自治会への 了承	<input type="checkbox"/> 済み (年 月 日) <input type="checkbox"/> 未済 (年 月 日 自治会等訪問予定)
これまでの主 な活動内容・ 実績	
その他特記 事項	

(様式7)

県営住宅等目的外使用許可通知書

年 月 日

様

茨城県知事

下記のとおり、県営住宅等の目的外使用を許可します。

記

目的外使用を 許可する 住宅等	住宅名等	
	所在地	
	駐車場	
使用者	団体名	
	所在地	
目的外使用 許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用料		
その他条件	<ol style="list-style-type: none">1 茨城県県営住宅条例の規定による入居者の保管義務に準じて使用すること。2 共益費（共用部分の維持管理に必要な経費、上下水道使用料、清掃費等）は、使用許可住戸等の属する団地又は住棟の規定に基づき、必要な額を負担すること。3 光熱水費は、自治会等と協議して定めた額を負担すること。4 使用許可期間満了日までに住宅等を返還すること。	

(様式8)

県営住宅等目的外使用期間延長申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 使用申請団体名 印
代表者氏名
所在地
電話

担当者 氏名
所属名
電話

私が、 年 月 日に目的外使用許可を受けた県営住宅等について、下記により、目的外使用の期間延長の許可を受けたいので申請します。

なお、使用の条件等については、貴職の指示に従います。

記

使用希望住宅等	
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
既許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	1 県営住宅駐車場使用申込書（様式2）※駐車場を使用する場合のみ 2 誓約書（様式3） 3 役員等名簿及び照会承諾書（様式4）※暴力団照会用 4 合意書（様式5） 5 事業計画書（様式6） 6 年度運営報告書（様式9） 7 予算書 8 定款又は規約、会則等 9 その他（ ）

(様式9)

年度 運営報告書

年 月 日

茨城県知事

所 在 地 _____
団 体 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____

下記のとおり報告します。 (年 月分)

団地名	
-----	--

担当者氏名 _____
連絡先電話 _____
メ 一 ル _____
F A X

(様式10)

県営住宅等目的外使用期間延長許可通知書

様

年 月 日

茨城県知事

下記のとおり、県営住宅等の目的外使用期間の延長を許可します。

記

目的外使用を 許可する 住宅等	住宅名等	
	所在地	
	駐車場	
使用者	団体名	
	所在地	
目的外使用 延長許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用料		
その他条件	<ol style="list-style-type: none">1 茨城県県営住宅条例の規定による入居者の保管義務に準じて使用すること。2 共益費（共用部分の維持管理に必要な経費、上下水道使用料、清掃費等）は、使用許可住戸等の属する団地又は住棟の規定に基づき、必要な額を負担すること。3 光熱水費は、自治会等と協議して定めた額を負担すること。4 使用許可期間満了日までに住宅等を返還すること。	

(様式11)

事故等報告書

年 月 日

茨城県知事

所 在 地 _____
団 体 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____

県営住宅等における子ども食堂等の運営上の事故等について、下記のとおり報告します。

記

団地名			
発生日・時間	年	月	日 () 時頃
発生場所			
事故の内容	人身 (ケガ等) その他 ()	設備損壊	苦情等 ()
内容の詳細			
連絡状況	消防 救急 警察 自治会 その他 ()		
具体的な対応			
今後の対応			

担当者氏名 _____
連絡先電話 _____
メ 一 ル _____
F A X _____